

#### 4. 騒音・振動

##### (1) 環境騒音

###### 環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条第1項の規定に基づき「人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として下表のように定められています。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

(注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）によることができる。	



建設作業には、低騒音型建設機械を使用しましょう。

### 環境騒音調査結果

平成19年度は、市内12地点において環境騒音調査を実施しました。

環境騒音の調査結果を表4-1に示しました。

調査の結果、東御幸町で夜間に基準値を超えましたが、それ以外は各基準時間帯ともに基準値を満足していました。主な騒音源としては、周辺道路の自動車走行音、鳥や犬の鳴き声、会話音、航空機の通過音等が確認されました。

**表4-1 環境騒音測定結果**

(調査日時：19年11月19日～11月21日)

地点	時間区分	観測時間	有効実測時間 (S)	等価騒音レベル L Aeq (dB)	環境基準	
					類型	基準値 (dB)
みどり町	昼	06～22	48,600	43	A	55
	夜	22～06	28,200	37		45
和田町	昼	06～22	53,400	49	A	55
	夜	22～06	26,400	44		45
南鹿島町	昼	06～22	55,800	52	B	55
	夜	22～06	28,800	42		45
東丸町	昼	06～22	54,000	47	C	60
	夜	22～06	28,200	45		50
御幸町	昼	06～22	55,800	49	C	60
	夜	22～06	27,600	40		50
東御幸町	昼	06～22	57,000	53	C	60
	夜	22～06	28,800	51		50
布気町	昼	06～22	54,600	48	C	60
	夜	22～06	28,800	48		50
天神4丁目	昼	06～22	57,000	47	A	55
	夜	22～06	28,800	40		45
野村3丁目	昼	06～22	57,000	49	A	55
	夜	22～06	27,000	45		45
関町中町	昼	06～22	57,600	45	C	60
	夜	22～06	28,800	41		50
関町木崎	昼	06～22	57,600	47	A	55
	夜	22～06	28,800	43		45
関町新所	昼	06～22	57,000	48	B	55
	夜	22～06	28,800	45		45

## (2) 道路交通振動

### 道路交通振動の限度

道路交通振動とは、自動車道路を通行することに伴い発生する振動のことであり、振動規制法において下表のとおりその限度が定められています。道路交通振動が限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとされています。

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

- (注) 1 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- 2 第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域
- 3 昼間：午前8時から午後7時まで  
夜間：午後7時から翌日午前8時まで

### 道路交通振動調査結果

平成19年度は、市内9地点において道路交通振動の調査を実施しました。

道路交通振動の調査結果を表4-2に示しました。


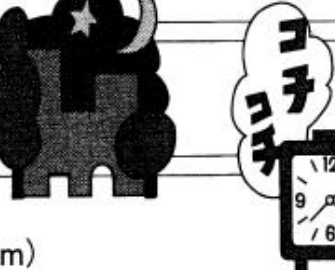


調査の結果、全ての調査地点において各基準時間帯とも基準値を満足していました。

表 4 - 2 道路交通振動測定結果

(調査日時：19年11月19日～11月21日)

路線	地点	時間区分	観測時間	振動レベル L 10 (dB)	要請限度		平均 交通量 (台/10min)	大型車 混入率 (%)
					区分	基準値 (dB)		
主要地方道亀山白山線	天神4丁目	昼	08～19	34	第1種	65	125	17.8
		夜	19～08	<30		60	48	10.0
県道鈴鹿関線	天神3丁目	昼	08～19	44	第1種	65	115	27.5
		夜	19～08	34		60	34	19.0
県道亀山停車場石水溪線	東丸町	昼	08～19	33	第1種	65	67	4.5
		夜	19～08	<30		60	14	0.0
県道亀山城跡線	野村4丁目	昼	08～19	38	第2種	70	129	12.6
		夜	19～08	35		65	56	25.3
国道1号線	布気町	昼	08～19	31	第2種	70	177	53.0
		夜	19～08	30		65	133	66.2
国道306号線	上野町	昼	08～19	46	第2種	70	171	23.9
		夜	19～08	38		65	59	12.8
市道駅前和田線	和田町	昼	08～19	<30	第1種	65	65	5.4
		夜	19～08	<30		60	21	13.3
国道1号線	井田川町	昼	08～19	<30	第1種	65	290	34.1
		夜	19～08	30		60	224	48.3
県道四日市関線	関町新所	昼	08～19	<30	第1種	65	34	5.9
		夜	19～08	30		60	15	0.0

- 騒音の大きさの例 -

120 dB	• 飛行機のエンジンの近く	
110 dB	• 自動車の警笛 (前方2m)	
100 dB	• 電車が通るときのガード下	
90 dB	• 大声による独唱 • 騒々しい工場の中	
80 dB	• 地下鉄の車内	
70 dB	• 電話のベル • 騒々しい事務所の中 • 騒々しい街頭	
60 dB	• 静かな乗用車 • 普通の会話	
50 dB	• 静かな事務所	
40 dB	• 図書館 • 静かな住宅地の昼	
30 dB	• 郊外の深夜 • ささやき声	
20 dB	• 木の葉のふれ合う音 • 置き時計の秒針の音 (前方1m)	